



今夏の電力供給ひっ迫への対策
■(1)今夏の部内の電力供給予備率は3.1%の見通しのため、区民に対し節電方法、計画停電に備えた備蓄等の対策を周知せよ。(2)今夏は猛暑と節電が重なるため、暑熱

意した上で、暑熱順化を含めてさまざまな熱中症対策を啓発する。

新しい日常での区内観光の再生

■(1)外国人観光客の受け入れも再開し、観光再生が加速するが、新しい日常の区内観光も再生せよ。(2)目黒区観光ビジョン(※2)改定は、目黒の観光再生が遅れぬよう短期間で進めよ。

区長(1)めぐろ観光まちづくり協会をはじめ関係団体等と連携して、国や東京

都の動向を注視しながら、区内観光の再生に向けてあらゆる手段を活用する。(2)令和6年度末に向け、スピーディーに改定を検討していく。

《用語解説》

※1 暑熱順化 夏になる前に運動等で体を暑さに慣れさせておくこと。
※2 目黒区観光ビジョン 目黒区の観光まちづくりのあり方や基本的方向性を示したもの。

◆審議した議案の結果と各会派の賛否

(○：賛成、×：反対)

議案名	概要	議決結果
区長提出議案		
目黒区手数料条例の一部を改正する条例	東京都ふぐの取扱い規制条例の改正に伴い、ふぐ加工製品の取り扱いに係る届出済票の交付等の手数料を廃止するとともに、租税特別措置法の改正に伴い、規定の整備を行うもの。	可決(全会一致)
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	教員特殊業務手当の支給限度額を日額6,400円から1万6千円に引き上げるもの。	
目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例	上場株式等の配当所得等に係る課税方式を見直すとともに、住宅借入金等に係る税額控除の適用期限を延長し、併せて規定の整備を行うもの。	
目黒区墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例	法律の改正に伴い、規定の整備を行うもの。	
目黒区大規模建築物等の建築に係る環境の整備に関する条例の一部を改正する条例	法律の改正に伴い、規定の整備を行うもの。	
目黒区立東が丘一丁目児童福祉施設(仮称)等改修工事の請負契約	改修工事の請負契約を行うもの。	
令和4年度目黒区一般会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算にそれぞれ29億6,007万1千円を追加し、補正後予算総額1,182億801万9千円とするもの。	
令和4年度目黒区国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算にそれぞれ327万4千円を追加し、補正後予算総額262億2,539万7千円とするもの。	
令和4年度目黒区介護保険特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出予算にそれぞれ1,164万3千円を追加し、補正後予算総額221億130万2千円とするもの。	

議案名	自民10人	公明6人	共産5人	フォ3人	新風3人	無会派(50音順)各1人					議決結果	
議員提出議案												
女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて速やかに進める意見書(下段参照)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
容器包装と製品の一括収集における財政支援の意見書(7面参照)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書(7面参照)	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	

◆陳情の審議結果と各会派の賛否

(○：賛成、×：反対、退：退席)

件名	自民10人	公明6人	共産5人	フォ3人	新風3人	無会派(50音順)各1人					議決結果	
国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	採択
中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情	×	×	退	×	×	×	○	×	×	×	×	不採択
「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	
羽田空港新ルート運用の一時凍結を求める陳情ほか1件	×	×	○	○	×	×	○	×	○	×	×	
「区立中学校統合新校推進協議会」において様々な疑問や意見が出ている今、「推進協議会」での統合校の選定を急がず、若い世代を交えた議論の場の設置と、子どもを含む地域住民への説明会の開催を求める陳情	×	×	○	退	退	×	×	×	×	×	×	
区立保育園の民営化計画の策定の際に、地理的な偏りへの配慮と体制の構築を求める陳情	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	
区庁舎5階エレベーターホールから区議会議場へのアクセスに使用されている防火扉および電子錠に関する陳情	×	×	○	×	×	×	○	×	○	×	×	

●会派の略称と構成議員は、2面の会派別議員名簿をご覧ください。

継続審査とした陳情

●災害・戦争などの被災者を目黒区に受け入れる際の恒久的支援体制の確立を求める陳情

●緊急事態に関する国会審議を求める意見書の提出を求める陳情

●沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

●核兵器禁止条約に関する陳情

●沖縄戦戦没者のうち目黒区からの出征者数を把握するよう求める陳情

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて速やかに進める意見書

日本が1985年に国連の女性差別撤廃条約に批准してから36年余りが経過したが、未だにセクシャルハラスメントやDVをはじめとして、コロナ禍における女性の雇止め問題等、日本社会の男女間の不平等な扱いに関する問題は絶えない。

1999年には、条約の実効性を高めるために女性差別撤廃条約選択議定書が採択され、女性差別撤廃条約締約国の189カ国の内、114カ国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は、締約国が女性差別解消の実現に向けて重要な役割を果たすもので、個人通報制度と調査制度を内容としている。個人通報制度を導入することで、個人や団体が女子差別撤廃委員会に直接通報することができ、同委員会は条約に照らし合わせて審査し、締約国に意見や勧告を行うことができる。これにより、意見や勧告に法的拘束力はないものの、性別による不平等への抑止力になることが期待できる。

国は、個人通報制度が女性差別撤廃条約の実施に効果的な担保を図るものであるとし、各関係省庁と連携し検討を進めているが、男女間の不平等がなかなか解消されない中、日本が速やかに議定書に批准することは重要である。

よって、目黒区議会は国に対し、日本における司法制度や立法政策等に関連する課題と個人通報の受け入れ体制を速やかに整備し、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて速やかに進めていくことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年6月30日

衆議院議長 参議院議長 } 宛て
内閣総理大臣 法務大臣 }

目黒区議会議長 宮澤 宏行

区議会の情報を公開しています

目黒区議会情報公開条例に基づき、情報の公開を行っています。情報公開の方法は、下記の開示のほか公表・提供があります。

〈問い合わせ〉
区議会事務局庶務係
☎03-5722-9413

議会情報の開示の内容と手続きは次のとおりです

- 開示請求できる情報
区議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した文書等で、議長が管理しているものです。
- 開示請求できるかた
どなたでも請求できます。
- 開示請求方法
所定の請求書に必要事項を記入して、区議会事務局に提出してください。申請書は事務局にもありますが、ホームページからもダウンロードできます。目黒区ホームページのトップページから、申請書ダウンロード>情報公開・自己情報開示等に関する申請書>情報公開に関する申請書 目黒区議会議長あて>と進んで、様式のPDFファイルをダウンロードしてください。
- 開示決定の期限
開示請求があった日から起算して15日以内に開示の可否について決定し、文書で通知します。
- 開示方法
請求したかたのご希望とその情報の種類に応じて閲覧、視聴、写しの交付の方法で行います。
- 費用
閲覧又は視聴に要する費用は無料で、写しの作成や送付に要する費用は請求者の負担となります。
- 救済の手続き
議会情報の開示の拒否などの決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

令和3年度区議会情報公開の状況

情報公開制度(右コード)の運用状況の詳細は、ホームページでご覧いただけます。

〈問い合わせ〉区議会事務局庶務係 ☎03-5722-9413

区議会情報開示請求の決定状況

全部開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	合計件数
2	4	0	0	0	6



容器包装と製品の一括収集における財政支援の意見書

プラスチックは、その有用性から幅広い製品や容器の包装に利用されている不可欠な素材である一方、プラごみ問題、気候変動問題、2050年カーボンニュートラル、海洋汚染をゼロにする[大阪ブルー・オーシャン・ビジョン]達成など、国内ではプラスチック資源の循環を促進する重要性が高まっている。

こうした背景から、政府は令和3年にプラスチックを使用する製品の設計から廃棄物処理まで、プラスチック資源の循環を促進する[プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律]を成立し、令和4年4月に施行した。

多くの自治体は、プラスチック製容器包装を資源ごみとして収集しているが、新法の施行により、容器包装と製品の一括収集が努力義務として課されることとなった。自治体が新たに一括収集を行う場合、容器包装のリサイクル費用はメーカー等の事業者が負担するが、製品のリサイクル費用(委託費用)は自治体が負担することになる。また、容器包装と製品を一緒に収集するため容積が2割から3割程度増えることが想定され、収集車や作業員の追加的な対応による経費の増加も見込まれる。

政府は、法律の公布に伴い企業への再生プラスチック・バイオプラスチック等に関する技術実証や設備導入支援措置、市区町村への一括収集に関する特別交付税措置を実施していくが、23特別区は地方交付税の不交付団体となるため新たな支援措置が必要である。

東京都もプラスチック資源循環に向けた革新的技術・ビジネス推進プロジェクトに取り組み、使い捨てプラスチックのリデュースやリユースを推進しており、目黒区議会は東京都に対し、23特別区を対象とした一括収集に関する財政的支援を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年6月30日

目黒区議会議長 宮澤 宏行

東京都知事 宛て

情報公開手続きの流れ

